

(様式2)

## 下水道法に基づく条例で定める都市下水路の管理等の基準(案)の概要

### 1 趣旨について

国により、一層の地域主権を推進するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が公布され、下水道法(昭和33年4月24日法律第719号)が改正されました。

これまで国の政令で全国一律に定められていた下水道法に基づく都市下水路の構造及び維持管理の基準について、地方分権改革の観点から、政令で定める基準を参酌して地方公共団体(府・市)が条例で定めることになりました。

### 2 対象

京丹後市が設置する都市下水路

### 3 基準の考え方

国の基準と同一の内容とします。

### 4 主な内容

#### (1) 都市下水路の維持管理について

- 都市下水路の維持管理の基準
  - ・ しゅんせつは、1年に1回以上(雨水・生活排水など(下水といいます。))の排除に支障がない部分を除く)行うこととします。
  - ・ 洗浄のための施設(現在設置しておりません)があるときは、1月に1回以上洗浄を行うこととします。

#### (2) 都市下水路の構造について

- 都市下水路の構造の基準
  - ・ 堅固で耐久力を有する構造とします。
  - ・ コンクリートなどの耐水性の材料を使用します。
  - ・ 屋外のもの(健康の保護に支障が生ずるおそれのないものは除く)は、覆いや柵などを設置します。
  - ・ 腐食しやすい部分は、ステンレスなど腐食しにくい材料を使用するか、腐食を防止する措置を行います。
  - ・ 地震により下水の排除に支障がでないよう地盤の改良などの措置を行います。
  - ・ 断面積は計画下水量に応じ、支障なく流下させるものとします。
  - ・ 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分は、水勢を緩和する措置を講じることとします。
  - ・ 暗渠構造の部分は必要に応じマンホールを設けることとします。

- ・ ます又はマンホールには、蓋を設けることとします。

国の基準の詳細は、参酌すべき基準等を参照してください。

## 5 施行期日について

平成25年4月1日から施行します。

※パブリックコメント手続きを行う制度等について、項目別にわかりやすく簡潔に記入してください。